

農地の貸し借りの手続が変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、令和7年4月1日以降、農地の貸し借りに必要な利用権設定が、農地中間管理機構を通した手続きとなります。

利用権設定申出の様式が変更となりますので、農林水産課または各支所、三原市のホームページで取得してください。

農地中間管理機構とは？

農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行っている、都道府県にひとつ設置される法人で、広島県では、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が広島県知事から指定を受けて事業を行っています。



【変更前】

① 相対（基盤法）による利用権設定

② 農地中間管理機構を通した利用権設定（機構法）

【変更後】

① **廃止**

② 農地中間管理機構を通した利用権設定（機構法）

- ※ 現在、相対による利用権設定をされているものは、その期間が満了するまでは有効です。
- ※ 借受者が貸付者から直接借り受ける場合は、農地法3条による手続きのみとなります。

【問い合わせ先】

- 農地中間管理機構を通した利用権設定について
三原市農林水産課 TEL:0848-67-6077
- 農地法3条による貸し借りについて
三原市農業委員会事務局 TEL:0848-67-6144

利用権設定の提出書類は、三原市のホームページをご確認ください。

